

○大衡村障害者等日常生活用具等給付事業実施要綱

平成20年1月31日

告示第6号

改正 平成21年3月23日訓令第7号

平成28年3月28日告示第37号

平成28年3月30日告示第43号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者等に対し、日常生活を営む上で必要な用具等を給付する事業(以下「日常生活用具等給付事業」という。)を実施することにより、障害者等の日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者等 身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者をいう。
- (2) 身体障害者 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。
- (3) 重度知的障害者 児童相談所又は知的障害者更生相談所において重度又は最重度と判定された知的障害者であって、療育手帳交付規則(平成12年宮城県規則第102号)第6条の規定により療育手帳の交付を受けている者をいう。
- (4) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第3項に規定する医療受給者証(精神通院医療に係るものに限る。)の交付を受けている者をいう。

(事業の内容等)

第3条 村は、日常生活用具等給付事業として、別表第1性能欄に掲げる性能を有する同表品目欄に掲げる日常生活上の便宜を図るための用具(以下「日常生活用具」という。)の給付及び別表第2給付対象費用欄に定める費用(以下「住宅改修費」という。)の給付を行うものとする。

2 日常生活用具の給付を受けることができる者は、村内に居住する在宅の障害者等で日常生活用具につき別表第1対象者欄に定めるもののうち、当該日常生活用具を給付する必要があると村長が認める者とする。ただし、次に掲げる日常生活用具の給付を受けることが

できる者は、在宅であることを要しない。

(1) ストマ装具、紙おむつ等及び収尿器

(2) 前号に掲げるもののほか、村長が特に給付する必要があると認めるもの

3 住宅改修費の給付を受けることができる者は、村内に居住する在宅の障害者等で別表第2給付要件欄に定める要件を満たす同表対象者欄に定めるもののうち、住宅改修費を給付する必要があると村長が認める者とする。

4 前2項の規定にかかわらず、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により日常生活用具又は住宅改修費（以下「日常生活用具等」という。）の給付と同様の保険給付を受けることができる障害者等は、前2項に規定する当該日常生活用具等の給付を受けることができる者（以下「対象者」という。）としない。

（再給付等）

第4条 日常生活用具（ストマ装具及び紙おむつ等（洗腸用具を除く。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給付を受けた対象者又はこれを現に扶養している者（以下「対象者等」という。）は、当該日常生活用具につき別表第1耐用年数等欄に定める期間を経過しない間は、当該給付を受けた日常生活用具（以下「既給付用具」という。）と同一の日常生活用具の給付（以下「再給付」という。）を受けることができない。ただし、当該期間を経過する前に、既給付用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。

2 日常生活用具の給付を受けた対象者等は、前項本文の規定にかかわらず、同項の期間を経過した後であっても、次に掲げる事由に該当しない場合は、再給付を受けることができない。

(1) 既給付用具の修理が不可能又は著しく困難であること。

(2) 再給付をすることが既給付用具を修理して使用するよりも合理的かつ効果的であると認められること。

(3) 操作機能の改善等を伴う新たな日常生活用具の給付をすることが当該給付を受ける対象者にとってその使用効果が相当程度向上すると認められること。

3 住宅改修費の給付を受けた対象者等は、同一の住宅につき再度の住宅改修費の給付を受けることができない。

（給付の申請）

第5条 日常生活用具等の給付を受けようとする対象者等は、日常生活用具の給付にあつては大衡村障害者等日常生活用具給付申請書（様式第1号）、住宅改修費の給付にあつては大衡村障害者等住宅改修費給付申請書（様式第1—2号）により村長に申請しなければならない

らない。この場合において、当該対象者等は、当該日常生活用具等の給付を行う事業者（以下「給付業者」という。）を指定するものとする。

- 2 前項前段に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 日常生活用具の給付を受けようとする場合で、医学的な意見が必要と認められるときにあっては、医師の意見書
 - (2) 動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）給付を申請する場合は、在宅酸素を行っていることを証する書類（大衡村在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業（平成17年大衡村告示第38号）に定める酸素濃縮器使用証明書等）
 - (3) 住宅改修費の給付を受けようとする場合にあっては、工事図面、改修工事見積書及び工事予定箇所の写真
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、村長が特に必要と認めるもの（給付の決定等）

第6条 村長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る対象者又はその居住する住宅等について審査し、日常生活用具等の給付の可否を決定しなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による審査に当たっては、あらかじめ対象者又はその居住する住宅等について調査し、日常生活用具の給付にあっては調査書（日常生活用具給付事業）（様式第2号）、住宅改修費の給付にあっては調査書（住宅改修費給付事業）（様式第2—2号）を作成するものとする。

- 3 村長は、第1項の規定により日常生活用具等の給付を可とする決定をしたときは、日常生活用具の給付を可とする決定にあっては大衡村障害者等日常生活用具給付決定通知書（様式第3号）、住宅改修費の給付を可とする決定にあっては大衡村障害者等住宅改修費給付決定通知書（様式第3—2号）により同項の申請をした対象者等に通知するとともに、日常生活用具給付券（様式第4号）又は住宅改修費給付券（様式第4—2号）（以下「日常生活用具給付券等」という。）を交付するものとする。

- 4 村長は、第1項の規定により日常生活用具等の給付を否とする決定をしたときは、大衡村障害者等日常生活用具等給付不承認通知書（様式第5号）により同項の申請をした対象者等に通知するものとする。

（給付の手続等）

第7条 前条第3項の規定による日常生活用具等の給付を可とする決定を受けた対象者等は、同項の規定により交付された日常生活用具給付券等を給付業者に提出し、当該日常生活用具給付券等に係る日常生活用具等の給付を受けるものとする。

2 前項の規定により日常生活用具等の給付を受けた対象者等のうち住宅改修費の給付を受けた対象者等は、村長が定める日までに改修工事終了後の改修工事箇所の写真を村長に提出しなければならない。

(費用の負担)

第8条 前条第1項の規定により日常生活用具等の給付を受けた対象者等（以下「受給者」という。）は、別表第1又は別表第2に定める基準額（当該基準額が現に日常生活用具等の給付に要する費用を下回るときは、当該現に日常生活用具等の給付に要する費用の額）に10分の1（同項の決定に係る対象者が当該決定に係る第5条の規定による申請を行った日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である場合にあっては、0）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、該端数を切り捨てた額。以下「負担額」という。）を負担するものとする。

2 受給者は、現に日常生活用具等の給付に要する費用が別表第1又は別表第2に定める基準額を超えるときは、その超えた額を負担しなければならない。

3 受給者は、前条第1項の規定により日常生活用具等の給付を受けた際に、負担額及び前項の規定により負担することとされた額を給付業者に支払わなければならない。

(費用の請求等)

第9条 村は、日常生活用具等の給付を行った給付業者からの請求に基づき、当該日常生活用具等の給付に係る前条第1項の基準額（当該基準額が現に日常生活用具等の給付に要する費用を下回るときは、当該現に日常生活用具等の給付に要する費用の額）から負担額を控除した額を支払うものとする。

2 日常生活用具等の給付を行った給付業者は、村長が定める期日までに前項の請求を行わなければならない。

(受給者の義務)

第10条 受給者は、日常生活用具等をその給付の目的に反して使用してはならない。

(費用の返還)

第11条 村長は、受給者が前条の規定に反して日常生活用具等を使用したと認めるときは、当該受給者に対し当該日常生活用具等の給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(給付台帳の整備)

第12条 村長は、日常生活用具等の給付の状況を明確にするため、日常生活用具等給付申請受付簿兼決定台帳（様式第6号）を整備するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、日常生活用具等給付事業の実施に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成18年10月1日より適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に附則第4項の規定による廃止前の大衡村重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成3年大衡村告示第38号。以下「旧要綱」という。）第3第1項の規定により給付されている用具は日常生活用具とみなす。この場合において、当該用具の日常生活用具としての耐用年数等は、旧要綱別表第1に定める当該用具の耐用年数のうちこの要綱の施行の日（以下「施行日」という。）においてまだ経過していない期間と同一の期間とする。

3 附則第7項の規定によりなお従前の例によることとされて貸与された用具は、日常生活用具とみなす。この場合において、当該用具の日常生活用具としての耐用年数等は、旧要綱別表第1に定める当該用具の耐用年数と同一の期間とする。

(大衡村重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱の廃止)

4 大衡村重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱は、廃止する。

(大衡村重度身体障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱の廃止に伴う経過措置)

5 この要綱の施行の際現に旧要綱第3第2項の規定により行われた用具の貸与については、なお従前の例による。

6 施行日前に旧要綱第4第1項の規定により用具の給付又は貸与の申請をし、旧要綱第4第2項の規定による決定を受けていない者に係る当該用具の給付又は貸与については、なお従前の例による。

7 前項の規定によりなお従前の例によることとされた用具の貸与は、附則第5項の用具の貸与とみなし、同項の規定を適用する。

附 則（平成21年3月23日訓令第7号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月28日告示第37号）抄

(施行期日)

第1条 この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

（大衡村障害者等日常生活用具等給付事業実施要綱の一部改正に伴う経過措置）

第4条 この告示の施行の際、第4条の規定による改正前の大衡村障害者等日常生活用具等給付事業実施要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成28年3月30日告示第43号）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、第2条の規定による改正前の大衡村子ども・子育て支援法に係る支給認定事務等取扱要綱、第3条の規定による改正前の大衡村日中一時支援事業実施要綱、第4条の規定による改正前の大衡村障害者等日常生活用具等給付事業実施要綱、第5条の規定による改正前の大衡村移動支援事業実施要綱、第6条の規定による改正前の大衡村国民健康保険滞納者に係る措置の実施要綱及び第7条の規定による改正前の東日本大震災に係る大衡村国民健康保険一部負担金等の免除事務取扱要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1（第3条、第4条、第8条関係）

日常生活用具の種目及び性能

種目	品目	対象者	性能	耐用年数等	基準額
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害が2級以上の身体障害者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000円
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級の身体障害者であって常時介護を要する者及び	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止でき	5年	19,600円

	重度知的障害者	る機能を有するもの		
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級である身体障害者で、常時介護を要する者（原則として学齢児以上の者）	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000円
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者で、入浴に介助を要する者（原則として学齢児以上の者）	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400円
体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（原則として学齢児以上の者）で、下着交換等に介助を要する者	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000円
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（原則として3歳以上の者）	介護者が重度身体障害者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。	4年	159,000円
訓練いす	下肢の障害又は体幹の機能障害の程度が2級以上の身体障害者（18歳未満の者に限る。ただし、原則として3歳以上の者とす。）	原則として、付属のテーブルが付いているもの	5年	33,100円

	訓練用ベッド	下肢の障害又は体幹の機能障害の程度が2級以上である身体障害者（18歳未満の者に限る。ただし、原則として学齢児以上の者とする。）	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8年	159,200円
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とする者（原則として3歳以上の者）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000円
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（原則として学齢児以上の者）	障害者が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	便器 4,450円 手すり 5,400円
	頭部保護帽	平衡機能障害又は下肢もしくは体幹機能障害者、重度知的障害者でてんかんの発作等により頻繁に転倒するもの及び精神障害者であって転倒の危険があると認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	3年	36,750円
	歩行補助つえ	平衡機能障害又は下肢もしくは体幹機能障害者で	T字状、棒状の一本つえ（補装具とし	3年	4,410円

	あつて、必要と認められる者	て給付されるものを除く)		
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者 (原則として3歳以上の者)	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであつて、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000円
特殊便器	上肢障害2級以上である身体障害者(原則として学齢児以上の者)及び重度知的障害者であつて、訓練を行つても自ら排便後の処理が困難な者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの及び対象者が介助している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200円

火災警報機	<p>障害の程度が2級以上である身体障害者，重度知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）であって，火災発生感知及び避難が著しく困難な者（当該身体障害者，重度知的障害者又は精神障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）</p>	<p>屋内の火災を煙又は熱により感知し，音又は光を発生し，及び屋外にもブザーで知らせ得るもの。</p>	8年	15,500円
自動消火器	<p>障害の程度が2級以上である身体障害者，重度知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）であって，火災発生感知及び避難が著しく困難な者（当該身体障害者，重度知的障害者又は精神障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）</p>	<p>屋内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し，初期火災を消し得るもの</p>	8年	28,700円
電磁調理器	<p>視覚障害2級以上の身体障害者で，盲人のみの世帯又は（これに準ずる世帯に属する者及び重度知的障害者であって，単身世帯又はこれに準ずる世帯に属する者）</p>	<p>対象者が容易に使用し得るもの</p>	6年	41,000円

	歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障害2級以上の身体 障害者（原則として学齢 児以上の者）	対象者が容易に使 用し得るもの	10年	7,000円
	聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害2級の身体障害 者で、聴覚障害者のみの 世帯又はこれに準ずる世 帯で日常生活上必要と認 められる世帯に属する者 （原則として学齢児以上 の者）	音、声音等を視覚、 触覚等により知覚 できるもの	10年	87,400円
在宅 療養 等支 援用 具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上の 身体障害者で自己連続携 行式腹膜灌流法(CAPD) による透析療法を行う者 （原則として3歳児以上 の者）	透析液を加温し、 一定温度に保つもの	5年	51,500円
	ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上 又は同程度の身体障害者 であって、必要と認めら れる者（原則として学齢 児以上の者）	障害者が容易に使 用し得るもの	5年	36,000円
	電気式たん吸 引器	呼吸器機能障害3級以上 又は同程度の身体障害者 であって、必要と認めら れる者（原則として学齢 児以上の者）	障害者が容易に使 用し得るもの	5年	56,400円
	酸素ボンベ運 搬車	身体障害者であって、医 療保険における在宅酸素 療法を行う者	障害者が容易に使 用し得るもの	10年	17,000円
	盲人用体温計 (音声式)	視覚障害2級以上（盲人の みの世帯及びこれに準ず る世帯に属する者）	視覚障害者が容易 に使用し得るもの	5年	9,000円

		る世帯)			
	盲人用体重計 (音声式)	視覚障害2級以上の身体障害者で、盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者（原則として学齢児以上の者）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	9,000円
	盲人用体重計	視覚障害2級以上の身体障害者で、盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者（原則として学齢児以上の者）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	18,000円
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	呼吸器機能障害若しくは心臓機能障害を有する身体障害者（児）であって、医療保険における在宅酸素療法を行うか若しくは人工呼吸器を常時必要とする者、又は同程度の障害を有する重度の重複障害者（児）等であつての必要と認められる者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、容易に使用し得るもの	6年	37,000円
情報・意志疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害である身体障害者又は肢体不自由である身体障害者で、発声又は発語に著しい障害を有する者（原則として学齢児以上の者）	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	5年	98,800円
	情報・通信支援用具	視覚の障害の程度が2級以上又は上肢の障害の程度が2級以上である身体	パーソナルコンピュータを使用するに当たり、障害	5年	100,000円

	障害者（原則として学齢児以上の者）	特性に応じて必要となる周辺機器やアプリケーションソフト		
点字ディスプレイ	視覚障害の程度が2級以上の身体障害者又は視覚及び聴覚の重複障害（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障害者であって、必要と認められる者（原則として学齢児以上の者）	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	6年	383,500円
点字器	視覚障害者（原則として学齢児以上の者）	32マス、両面書き又は片面書きで、点筆によるもの	5年	10,400円 (点筆含む)
点字タイプライター	視覚障害2級以上の身体障害者で、本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者（原則として学齢児以上の者）	対象者が容易に使用し得るもの	5年	63,100円
視覚障害者用ポータブルレコーダー（録音再生機）	視覚の障害の程度が2級以上である身体障害者（原則として学齢児以上の者）	音声等による操作ボタンの認識が可能であり、かつ、DAISY方式等による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用し得るもの	6年	85,000円

視覚障害者用 ポータブルレ コーダー（再生 専用機）	視覚の障害の程度が2級 以上である身体障害者 （原則として学齢児以上 の者）	音声等による操作 ボタンの認識が可 能であり、かつ、 DAISY方式等によ り記録された図書 の再生が可能な製 品であって、対象 者が容易に使用し 得るもの	6年	35,000円
視覚障害者用 活字文書読上 げ装置	聴覚障害2級以上の身体 障害者（原則として学齢 児以上の者）	文字情報と同一紙 面上に記載された 当該文字情報を暗 号化した情報を読 み取り、音声信号 に変換して出力す る機能を有するも ので、視覚障害者 が容易に使用し得 るもの	6年	99,800円
視覚障害者用 拡大読書器	視覚障害者であって、本 装置により文字等を読む ことが可能になる者（原 則として学齢児以上の 者）	画像入力装置を読 みたいもの（印刷 物等）の上に置く ことで、簡単に拡 大された画像（文 字等）をモニター に映し出せるもの	8年	198,000円
盲人用時計	視覚障害2級以上の身体 障害者（原則として学齢 児以上の者）	音声式又は触読式 によるもので対象 者が容易に使用し 得るもの	6年	音声式 13,300円 触読式 10,300円
聴覚障害者用	聴覚障害者又は発声・発	一般の電話に接続	5年	71,000円

通信装置	語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者（原則として学齢児以上の者）	することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用し得るもの		(ファクシミリの場合にあっては42,000円)
聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付の聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	88,900円
人工喉頭（笛式）	音声機能又は言語機能に障害を有する身体障害者であって、喉頭摘出した者	呼気によりゴム等の膜を震動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	4年	5,100円 (気管カニューレ付きの場合にあっては、8,100円)
人工喉頭（電動式）	音声機能又は言語機能に障害を有する身体障害者であって、喉頭摘出した者	顎下部等にあてた電動版を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	4年	70,100円 (電池及び充電器を含む)
排泄	ストマ装具（畜ぼうこう直腸障害を有す	障害者が容易に使	—	8,600円

管理 支援 用具	便袋)	る者	用し得るもの		(1カ所当たり皮膚保護材及び袋を身体に密着させるものを含む月額とする。)
	ストマ装具(蓄尿袋)	ぼうこう直腸障害を有する者	障害者が容易に用し得るもの	—	11,300円 (1カ所当たり皮膚保護材及び袋を身体に密着させるものを含む月額とする。)
	紙おむつ等	治療によって軽快の見込のないストマ周辺の著しいびらん、ストマの変形のため用装具を装着できない者。先天性疾患に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害にある者。脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難な者。	紙おむつ、さらし、ガーゼ、脱脂綿	—	12,000円 (月額とする)
			洗腸用具	6月	12,000円
	収尿器(男性用)	ぼうこうの機能障害を有する身体障害者又は脊椎損傷等により高度の排尿機能障害がある身体障害者	採尿器と蓄尿袋で構成され、尿の逆流防止装置のあるラテックス製又はゴム製のもの	1年	7,700円
収尿器(女性)	ぼうこうの機能障害を有	耐久性ゴム製採尿	1年	8,500円	

用)	する身体障害者又は脊椎 損傷等により高度の排尿 機能障害がある身体障害 者	袋を有するもの又は ポリエチレン製 の導尿ゴム官付き 採尿袋		
----	------------------------------------------------	-----------------------------------------	--	--

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じ取扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 「浴槽（湯沸器含む）」については、村長が必要と認める場合には、「浴槽」及び「湯沸器」を個々の種目として給付できるものとする。
- 4 基準額は、消費税等を含む額とする。

別表第2（第3条，第8条関係）

居宅生活支援動作補助用具に係る住宅改修の範囲等

給付対象費用	対象者	給付要件	基準額
居宅生活動作補助用具（対象者の移動等を円滑にする用具をいう）の購入費及び次に掲げる住宅改修に要する改修工事費とする。 <ol style="list-style-type: none"> 1 手すりの取付け 2 段差の解消 3 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 4 引き戸等への扉の取替え 5 洋式便器等への便器の取替え 6 その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 	下肢の障害体幹の機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能（移動機能に限る）の障害の程度が1級，2級及び3級である身体障害者（学齢以上の者）。ただし，特殊便器への取替えに限り，上肢の障害の程度が1級又は2級である身体障害者を対象とする。	対象者が現に居住する住宅及びその敷地内について行われる住宅改修であり，かつ，対象者の身体の状況等を勘案して必要であると認められること。この場合において，当該住宅が借家である場合には，当該住宅の家主の承諾を必要とする。	2,00,000円

備考 基準額は、消費税等を含む額とする。

様式第2号(第6条関係)

調 査 書(日常生活用具給付事業)

①申請書受理番号 年 月 日		番 号 平成 年 月 日		②申請者 氏 名		③対象者 との続柄	
④対象者	氏 名		男・女	生年月日		年 月 日(歳)	
	住 所						
	身体障害者 手帳番号		障 害 名		障害 等級	施設入所 の有・無	
⑤ 世帯員 の 状 況	氏 名		年齢	続柄	備 考		

⑥ 住まいの状況			1 自 宅 2 借 家 (貸主の諾否)				
⑦ 前回給付用具 との調整		前回給付用具 名称等 耐用年数 年		耐用年数経過前 <input type="checkbox"/> 修理不能 ()		耐用年数経過後 <input type="checkbox"/> 修理不能() <input type="checkbox"/> 再度の給付が効果的・合理的	
⑧ 給付後の生 活の状況		日常生活動作の状況 (入浴・排便・移動、その他該当する動作に○) 1 自力でできるようになる 2 一部介助でできるようになる 3 給付しても一部介助 4 給付しても全介助 5 その他()			その他の状況 1 コミュニケーションが容易になる 2 情報入手が容易になる 3 (在宅生活・独居)が可能になる 4 その他 ()		
⑨ 給付(貸与)の 必要の有無		1 有 2 無		⑩ 給付する(しない)理由			
⑪ 給付する用具 名(型式、規模、 耐用年数等)		⑫ 予 定 価 格		円	⑬給付を受 ける者が支 払うべき額		円
⑭ 公費負 担予定 額		円					
⑮そ の 他 特 記 事 項							
平成 年 月 日							
調査員 職 名 氏 名						㊟	

様式第2—2号(第6条関係)

調 査 書(住宅改修費給付事業)

①申請書受理番号 年 月 日		番 号 平成 年 月 日		②申請者 氏 名		③対 象 者 との続柄	
④ 対 象 者	氏 名		男・女	生年月日		年 月 日(歳)	
	住 所						
	身体障害者 手帳番号		障害名		障害 等級	施設入所 の有・無	
⑤ 世帯員 の 状 況	氏 名		年齢	続柄	備 考		

⑥ 住まいの状況		1 自 宅 2 借 家 (貸主の諾否)		⑧給付後の日常生活動作の状況 (入浴・排便・移動, その他該当する動作に○) 1 自力でできるようになる 2 一部介助でできるようになる 3 給付しても一部介助 4 給付しても全介助 5 その他()			
⑦ 施設入所の必要性 の有無		1 申請している 2 申請していな い					
⑨ 住宅改修費給付の 必要の有無		1 有 2 無		⑩ 給 付 する (しない)理由			
⑪ 住宅改修工事の 内 容		⑫ 予定 価格	円	⑬給付 を受け る者が 支払う べき額	円	⑭ 公費負 担予定 額	円
⑮そ の 他 特 記 事 項							
平成 年 月 日 調査員 職 名 氏 名							

(注意) 改修工事見積書や工事図面を必ず添付し, 工事内容を明確にしておくこと。

様式第3号(第6条関係)

大衡村障害者等日常生活用具給付決定通知書

第 号
年 月 日

殿

大衡村長 印

先に申請がありました日常生活用具の給付につきましては、次のとおり決定になりましたので通知します。

給付番号	第 号	給付決定年月日	年 月 日		
対象者氏名		障害者手帳番号	第 号		
給付する用具名(形式, 規模, 耐用年数等)		納入業者名			
		納入業者の住所	(電話)		
価 格	円	給付を受ける者又は扶養する者が支払うべき額	円	公費負担額	円
				<p>1 上記の給付を受ける者(児童の場合は保護者)が支払うべき額は、業者から日常生活用具を受け取る時に、直接業者に支払ってください。</p> <p>2 給付された日常生活用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供したりすることは、かたく禁じられています。</p> <p>3 2に違反した場合には、上記の公費負担額の全部又は一部を返還してもらうことがあります。</p> <p>教示事項</p> <p>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に大衡村長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>この処分の取消を求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、大衡村を被告として(訴訟において大衡村を代表するものは大衡村長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</p> <p>また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する判決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</p>	
注 意 事 項					

大衡村障害者等住宅改修費給付決定通知書

第 号
年 月 日

殿

大衡村長

印

先に申請がありました住宅改修費の給付につきましては、次のとおり決定になりましたので通知します。

給付番号	第 号	給付決定年月日	年 月 日		
対象者氏名		障害者手帳番号	第 号		
改修する住宅の住所					
住宅改修の内容及び給付する居宅生活補助用具	業 者 名				
	業者の所在地		(電話)		
価 格	円	給付を受ける者が支払うべき額	円	公費負担額	円
注 意 事 項	<p>1 上記の給付を受ける者(児童の場合は保護者)が支払うべき額は、改修工事を終了したときに、直接業者に支払ってください。</p> <p>2 住宅改修費の給付により改修した住宅又は用具を、その目的に反して使用、譲渡、交換し、貸し付け又は担保に供したりすることは、かたく禁じられています。</p> <p>3 2に違反した場合には、上記の公費負担額の全部又は一部を返還してもらうことがあります。</p> <p>教示事項</p> <p>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に大衡村長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>この処分の取消を求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、大衡村を被告として(訴訟において大衡村を代表するものは大衡村長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</p> <p>また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁判の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</p>				

様式第4号(第6条関係)

日常生活用具給付券				
① 給付番号	第 号	② 給付券発行 年 月 日	年 月 日	
③ 対象者氏名		④ 生年月日	年 月 日生 (歳)	
⑤ 居住地				
⑥ 保護者氏名		⑦ 対象者との続柄		
⑧ 給付する用具名 (型式, 規模, 耐 用年数等)	⑨ 価 格	⑩ 給付を受ける者が 支払うべき額	⑪ 公 費 負 担 額	
	円	円	円	
⑫ 納入業者名		⑬ 納入業者の 住 所	(電話)	
⑭ この券の有効期 限	受給者が業 者に提示す る期限	年 月 日	業者の公 費支払請 求期限	年 月 日
上記のとおり決定する。 年 月 日 大衡村長 ㊟				
⑮ 業者の納入した日	⑯ 給付を受けた者より受領し た額	⑰ 受領業者名及び年月日		
年 月 日	円	年 月 日 ㊟		
⑱ 用具受領者 氏名印	㊟	⑲ 検取者	職 名	
		氏 名	㊟	
⑳ そ の 他 特記事項				

(注) 本表の①～⑭⑲⑳は村, ⑮～⑰は納付した業者が, ⑱は受領者が記入すること。

様式第4—2号(第6条関係)

住 宅 改 修 費 給 付 券				
① 給 付 番 号	第 号	② 給付券発行 年 月 日	年 月 日	
③ 対 象 者 氏 名		④ 生 年 月 日	年 月 日 生 (歳)	
⑤ 居 住 地				
⑥ 保 護 者 氏 名		⑦ 対 象 者 と の 続 柄		
⑧ 住 宅 改 修 工 事 の 内 容	⑨ 価 格	⑩ 給 付 を 受 け る 者 が 支 払 う べ き 額		⑪ 公 費 負 担 額
		円	円	円
⑫ 業 者 名		⑬ 業 者 の 住 所 (電 話)		
⑭ こ の 券 の 有 効 期 限	受 給 者 が 業 者 に 提 示 す る 期 限	年 月 日	業 者 の 公 費 支 払 請 求 期 限	年 月 日
上記のとおり決定する。 年 月 日 大 衡 村 長 ⑮				
⑮ 改 修 工 事 の 完 了 し た 日	⑯ 給 付 を 受 け た 者 よ り 受 領 し た 額		⑰ 受 領 業 者 名 及 び 年 月 日	
年 月 日	円		年 月 日 ⑱	
⑱ 住 宅 改 修 費 給 付 対 象 者 氏 名 印	記 入 年 月 日 年 月 日 ⑲		⑲ 確 認 者 確 認 年 月 日 年 月 日	
			職 名 氏 名 ⑲	
⑳ そ の 他 特 記 事 項				

(注) 本表の①～⑭⑱⑳は村、⑮～⑰は業者が、⑱は住宅改修費給付対象者が記入すること。なお、⑮⑱⑲は工事完了後に記入すること。

様式第5号(第6条関係)

大衡村障害者等日常生活用具等給付不承認通知書

年 月 日

殿

大衡村長

印

年 月 日付けで申請がありました日常生活用具給付(住宅改修費)については、審査の結果、下記の理由により不承認としたので、通知します。

記

(理由)

教示事項

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に大衡村長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この処分の取消を求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、大衡村を被告として(訴訟において大衡村を代表するものは大衡村長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第6号(第12条関係)

日常生活用具等給付申請受付簿兼決定台帳

申請受付月日	ケース番号	氏名	居住地	障害者手帳番号	障害区分	種目	給付決定年月日	給付券番号	業者名	予定価格	自己負担額	受領月日	費用支払い月日	公費負担額	備考

様式第1号 略

様式第1—2号 略

様式第2号 (第6条関係)

様式第2—2号 (第6条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第3—2号 (第6条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第4—2号 (第6条関係)

様式第5号 (第6条関係)

様式第6号 (第12条関係)